

IR 用地の土壤汚染対策についてのリーガルチェック

昨年1月の表題について情報公開請求したところ、大阪港湾局から次のような回答があった。提供された資料を抜粋して紹介する。当時、大阪港湾局が土壤汚染対策をどのように考えていたか、対応案の①②、リーガルチェックの弁護士所見などが参考になる。

なお、下記の下線は資料のままである。

建設残土については、IR 用地を含め、夢洲内で受入対応することで整理済。建設汚泥（産業廃棄物）の処理費用については、行政で負担しておらず、本件についても対応する必要がないため、政策的な判断として、行政で負担することで整理。

対応案①は、IR 誘致をより確実なものとするため、IR 区域内の建設汚泥相当を行政で負担する。対象区域は3区の一部、約70ha、費用負担は一般会計（納付金を財源）。

案②は国際観光拠点形成のため、夢洲国際観光拠点区域内の建設汚泥相当を行政で負担する（IR 誘致が国際観光拠点形成に不可欠）。対象区域は夢洲国際観光拠点区域（2区・3区）約170ha、費用負担は港営事業会計、折半（一般+港営）、一般会計（IR 区域については納付金を財源とする）。

①のメリットは（事実上の）一般会計及び港営事業会計負担とも追加負担なし、デメリットはIR 事業への便宜供与と主張されるリスク。②のメリットは夢洲広域を対象に整理するため、IR 事業への便宜供与と主張されにくい、デメリットは港営事業会計負担の場合、資金残高への影響が甚大、IR 用地以外の一般財源が見込めない。

1月14日に実施された西村弁護士への相談結果、弁護士所見は次のようであった。

- ・法的な問題点はないと考えられるため、政策判断することは裁量範囲内と考えられる。
- ・案①のケースでは、IR 事業に対して賛否があることから、便宜供与との考えから住民訴訟等が提起されるリスクはある。
- ・訴訟が提起された場合、敗訴する確率については、なんとも言えない。
- ・その理由であるが、政策判断するに至った理由が重要となってくるのだが、実際のところ、裁判官個人によって判断は変わってくる案件と考えられる。
- ・本件は、「政策決定する時期」と「訴訟される時期」が異なることとなるが、例えば（短期的にコロナの影響があるとはいえ）インバウンド需要を説明できる時期に政策決定した後、コロナ禍が長期化するなどにより、訴訟された時期にインバウンド需要が見込めない状況が常態化していたならば、過去の政策決定の妥当性が疑問視されかねない。そうなれば裁判は不利に進行するだろう。バブル期のWTC 建設判断と破綻の際の激しい世論と似たイメージかと思う。
- ・案②の場合であっても住民訴訟リスクはゼロにはならないだろうが、IR に限定しない分、案①よりも訴訟提起リスクは低下するだろうし、対外的にも説明しやすいのではないか。

（2022年10月1日）